

申込概要書

物件名				部屋番号	
賃料	月額	円	共益費		円
礼金	ヶ月	敷金	ヶ月	()	円
貸発希望日	年 月 日				

※賃料発生希望日は申込日から14日以内で設定してください。

※契約は仲介会社様で行っていただき、鍵は当社にてお渡し致します。

〈必要書類〉

個人申込	申込者の本人確認書類 (いずれか一点)	・マイナンバーカード・運転免許証・パスポート ・健康保険証+顔写真
------	------------------------	--------------------------------------

※現住所と本人確認書類の住所が違う場合は現住所を確認できる公共料金の領収書も併せてご用意ください。

※外国籍の方は外国人登録証明書をご用意ください。

下記書類は保証会社から依頼があれば、追ってご提出いただく場合がございます。

- 収入証明書・・・源泉徴収票もしくは給料明細3ヶ月分
※新卒就職予定や転職の場合は内定通知書または採用通知書をご用意ください。
- 通帳のコピー（事業用の場合）

法人申込	申込者の必要書類 ・商業登記簿謄本
------	----------------------

※法人登記申請中で商業登記簿謄本が用意できない場合は公証人役場印のある定款をご用意ください。

※外国籍の方は外国人登録証明書をご用意ください。

下記書類は保証会社から依頼があれば、追ってご提出いただく場合がございます。

- 通帳のコピー（事業用の場合）
- 損益計算書（事業用の場合）

【申込にあたっての注意事項】

- 申込書類は空欄のないようにお申込み者本人にご記入いただいでください。
- 本書・申込書・必要書類をメールにて送信ください。(メールアドレス: entry@kadoi.co.jp)
- 貸主・保証会社より審査結果連絡があり次第、ご連絡致します。審査の経過・結果に関するお問い合わせにはお答えできませんのであらかじめご了承ください。

仲介会社記入欄

住所：〒	
会社名：	
TEL：	FAX：
担当者氏名：	携帯番号：
適格請求書発行事業者登録番号：	

個人情報の取り扱いについて

【個人情報保護の方針】

弊社は個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）を遵守し個人情報の適正な取扱いと保護に努めます。

【個人情報の利用目的】

当社は今後、お客様との不動産取引のために取得する借受希望者・緊急連絡先予定者・連帯保証人予定者の個人情報につきましてその取扱い及び保護について個人情報保護法に基づき下記の通りご説明申し上げます。当社は今後、お客様との不動産取引に関し下記書類を必要に応じてご提出頂くことになります。

下記書類に記載されたお客様の個人情報は、下記一覧表記載の通り利用するほか、次の目的で利用致します。

- 不動産の賃貸借契約、連帯保証契約、媒介契約、管理委託契約、保証委託契約等を締結すること及び契約に基づく役務を提供すること。
- 不動産の賃貸借、媒介、管理等に関する情報を提供すること。
- 上記1及び2の目的を達成するために必要な範囲で、契約の相手方、指定流通機構、提携損害保険会社、不動産管理業者、保証委託会社又はお客様の同意を得た第三者に対して提供すること。
なお、指定流通機構に登録されている物件についてご契約される場合には宅地建物取引業法の規程される場合には、宅地建物取引業法の規程に基づき、成約情報として物件の概要・成約価格等が指定流通機構登録されます。
- 上記1及び2の役務、情報を提供するために郵便物、電話、電子メール等により連絡すること。
- 上記4の目的を達成するために必要に応じて保管すること。
- 宅地建物取引業法第49条に基づく帳簿として及びその資料として保管すること。

個人情報記載の資料等	主たる利用目的
入居審査申込書 確認書	借受希望者の契約申込の意思表示・貸主に対し、借受希望者についての情報の提供 勤務先への在籍確認・連帯保証予定者の連帯保証の意思確認
保証委託申込書 本人確認書類 収入証明書類	借受希望者の契約申込の意思表示・保証会社に対し、借受希望者についての情報の提供・保証会社の支払能力の調査・契約締結の判断・勤務先への在籍確認・連帯保証予定者の連帯保証の意思または緊急連絡先となる意思確認

東京都世田谷区三軒茶屋2-17-15
 門井不動産株式会社
 代表取締役 門井 義昌
 TEL：03-3410-0003
 FAX：03-3410-0009

居住用申込書（個人・法人共通）

物件名			部屋番号		
申込理由	更新・転勤・就職・入学・独立・結婚・離婚・立退・その他（ ）				
フリガナ 氏名	性 別		男・女	国 籍	
	配 偶 者		有・無		
生 年 月 日	昭和・平成		年	月	日（ 歳）
住 所	〒				
現 在 の お 住 ま い	賃貸・家族所有・自己所有・社宅・寮・その他（ ）				
	賃貸の場合の賃料	円	居 住 年 数	約	年
携 帯 電 話			自 宅 電 話		
携 帯 ア ド レ ス					
P C ア ド レ ス					
フリガナ 勤 務 先 名					
住 所	〒				
電 話 番 号			F A X		
雇 用 形 態	正社員・契約社員・派遣社員・公務員・会社役員・自営業・パート・アルバイト 年金・生活保護・無職・その他（ ）				
業 種		勤 続 年 数	年	ヶ 月	年 収
					万円
フリガナ 商 号					
	住 所	〒			
電 話 番 号			F A X		
フリガナ 代 表 者 名					
資 本 金	万円	年 商	万円	業 種	
連絡先窓口	部 署 名			担 当 者 名	
	住 所	申込住所と同じ 〒			
	電 話 番 号			F A X	

入居予定者	氏名（フリガナ）	続柄	年齢	携帯番号	勤務先・学校	
緊急連絡先・連帯保証人	フリガナ 氏 名			続柄	性 別	
					男・女	
				配 偶 者	有・無	
	生 年 月 日	昭和・平成		年	月	
	住 所	〒				
	現 在 の お 住 ま い	賃貸・家族所有・自己所有・社宅・寮・その他（ ）				
	携 帯 電 話			自 宅 電 話		
	携 帯 ア ド レ ス					
	勤 務 先 名			電 話 番 号		
	勤 務 先 住 所	〒				
雇 用 形 態	正社員・契約社員・派遣社員・公務員・会社役員・自営業・パート・アルバイト 年金・生活保護・無職・その他（ ）					
業 種		勤 続 年 数	年	ヶ 月		
				年 収		
					万円	
社宅代行会社概要	フリガナ 商 号					
	連絡先窓口	部 署 名			担 当 者 名	
		住 所	申込住所と同じ 〒			
		電 話 番 号			F A X	

上記内容に相違なく申込いたします。

上記申込が成立した場合は仲介手数料 _____ 円（賃料1ヶ月＋消費税）を仲介会社に支払います。

年 月 日

申込人

住所

氏名

※上記お申込みをいただきましたでもご契約できない場合がございますのであらかじめご承知下さい

※記載事項は正確をお願いします。記載事項に虚偽があることが判明した場合は、契約締結後であっても無効となります。

物件名称等	建物名	号室
物件所在地	都道府県	

借入金額	円	間取り
保証金 (償却・敷引)	円	専有面積
貸借契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
契約の種別	普通借家・定期借家	
契約締結予定日	年 月 日	

申込プラン名	SBI定率40	円
初年度年間保証料 (賃料等合計の40%相当額) ※非課税		円
年間保証料 (次年以降以降毎年) ※非課税	8,000	円

項目	金額
家賃	
管理費	
共益費	
その他 ()	
その他 ()	
その他 ()	
計	

◆ 本種左下部の署名欄が未記入の場合、審査を開始することができません。また、各事項についても記入漏れ等がある場合、審査を中断させていただきます。少一紙ご確認をお願いいたします。

◆ 審査時に、各種証明書類の提出を別途お願いする場合がございます。

◆ 保証会社より、申込者様、勤務先、緊急連絡先、連帯保証人へご連絡させていただいた場合がございます。

◆ 審査の結果、保証を引き受けられない場合がございます。

◆ 審査の結果、保証を引き受けられない場合は、ご入居の旨をお知らせいたします。

◆ 本サービスをご利用の場合、毎月の賃料等のお支払いは、ご本人各名の金融機関口座からお引き落としとなります。

※ 保証会社へお支払いいただく初回分となる賃料等は、申し込みをお願いたします。

加盟店コード	00136
エリアコード	001
営業所コード	001
ご担当	

門井不動産株式会社
東京都世田谷区三軒茶屋2-17-15
TEL 03-3410-0003
FAX 03-3410-0009

※ 社名・所在地・電話/FAX番号・担当名をご記入ください。

仲介会社

氏名	姓	名	性別	生年月日	年齢								
現住所	都道府県	市区町村、番地、建物名、階数(部屋番号)等	男・女	年 月 日	歳								
居住形態	1. 自己所有	2. 家族所有	3. 官舎	4. 社宅・寮	5. 賃貸	6. 公営住宅	7. 下宿	8. その他	現居の家賃(賃貸の場合)	万円/月	居住年数	年	ヶ月
連絡先	1. 自宅	2. 携帯	3. 勤務先	4. ()	勤務先会社名・屋号 (派遣元)	自宅	固定電話番号	携帯電話番号	勤務先電話番号	代表・直通	勤務先電話番号	勤務先会社名・屋号 (派遣元)	勤務先電話番号
勤務先	所在地	都道府県	市区町村、番地、建物名、階数(部屋番号)等	雇用形態	健康保険種別								

勤務先	1. 役員・正社員	2. 団体職員	3. 契約・嘱託社員	4. 派遣社員	5. パート・アルバイト	6. 自営	7. その他	1. 社保	2. 国保	3. 共済	4. なし	5. その他
勤務先	1. 自宅	2. 携帯	3. 勤務先	4. ()	勤務先会社名・屋号 (派遣元)	勤務先電話番号	勤務先会社名・屋号 (派遣元)	勤務先電話番号	勤務先会社名・屋号 (派遣元)	勤務先電話番号	勤務先会社名・屋号 (派遣元)	勤務先電話番号

氏名	姓	名	性別	生年月日	年齢					
現住所	都道府県	市区町村、番地、建物名、階数(部屋番号)等	男・女	年 月 日	歳					
連絡先	1. 自宅	2. 携帯	3. 勤務先	4. ()	勤務先会社名・屋号 (派遣元)	勤務先電話番号	勤務先会社名・屋号 (派遣元)	勤務先電話番号	勤務先会社名・屋号 (派遣元)	勤務先電話番号

本人入居	1. する	2. しない	(→A 家族のみ入居 B 切欠/別荘 C その他)	入居人数	人	入居希望日 (西暦)	年 月 日			
転居理由	1. 更新	2. 転勤	3. 就職	4. 転職	5. 結婚	6. 独立	7. 通勤時間短縮	8. 子供の就学・就職	9. 切欠/別荘	10. その他
本人以外の入居者	氏名	性別	生年月日 (西暦)	年齢	勤務先電話番号	勤務先会社名・屋号 (派遣元)	税込年収	万円		

申込者署名欄 (必須)	申込日	年 月 日	申込者署名
-------------	-----	-------	-------

私(申込者)は、「家賃等保証サービス約款」(個人情報取り扱いに関する約款)を受領し、内容を承諾の上、家賃等保証サービスを申込みいたします。本申込にかかる審査結果は加盟店にて通知させていただきます。また、上記内容は事実と相違なく、万一虚偽の申告が判明した場合は、保証の取り消しをされても異議申し立ていたしません。

赤字部分は、お申込者様をご記入ください

家賃等保証サービス申込書(個人)

赤字部分は、加盟店様をご記入ください



氏名	姓 ホシコウ 名 タロウ	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	生年月日	1979年1月1日	年齢	35歳
保証	太郎	国籍	日本	扶養親族(該当する全てに○を付けてください)	1. 配偶者 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 (2) 子 <input type="radio"/> 1人 (3) その他 <input type="radio"/> 4人 (4) なし		
住所	〒102-0093 東京都千代田区平河町0-0-0 エスピーアイマンション201号室						
勤務先	〒102-0093 東京都千代田区平河町0-0-0 エスピーアイビル2F						
申込者	SBI不動産株式会社						
居住形態	1. 自己所有 2. 家族所有 3. 官舎 4. 社宅・寮 <input checked="" type="radio"/> 5. 賃貸 6. 公営住宅 7. 下宿 8. その他 9. 現居の家賃(賃貸の場合) 10. 居住年数						
連絡先	1. 自宅 <input checked="" type="radio"/> 2. 携帯 <input type="radio"/> 3. 勤務先 4. ()						
勤務先	〒102-0093 東京都千代田区平河町0-0-0 エスピーアイビル2F						
雇用形態	1. 役員・正社員 2. 団体職員 3. 契約・嘱託社員 4. 派遣社員 5. パート・アルバイト 6. 自営 7. その他 <input checked="" type="radio"/> 8. 1. 社保 2. 国保 3. 共済 4. なし 5. その他						

氏名	姓 ホシコウ 名 イチロウ	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	生年月日	1949年1月31日	年齢	65歳
保証	一郎	続柄	父	勤務先	〒102-0093 東京都千代田区平河町0-0-0 エスピーアイビル2F		
住所	〒102-0093 東京都千代田区平河町0-0-0 エスピーアイビル2F						
勤務先	年金受給						
連絡先	1. 自宅 <input checked="" type="radio"/> 2. 携帯 <input type="radio"/> 3. 勤務先 4. ()						
勤務先	〒102-0093 東京都千代田区平河町0-0-0 エスピーアイビル2F						
雇用形態	1. 役員・正社員 2. 団体職員 3. 契約・嘱託社員 4. 派遣社員 5. パート・アルバイト 6. 自営 7. その他 <input checked="" type="radio"/> 8. 1. 社保 2. 国保 3. 共済 4. なし 5. その他						

本人入居	1. する <input checked="" type="radio"/> 2. しない (→A 家族のみ入居 B 切欠/別荘 C その他) 3. 入居人数 3人 4. 入居希望日 (西暦) 2014年5月1日						
同居理由	1. 更新 2. 転勤 3. 就職 4. 転居 5. 結婚 6. 独立 7. 通勤時間短縮 8. 子供の就学・就職 9. 切欠/別荘 10. その他 ()						
氏名	保証人 花子	生年月日 (西暦)	1984年2月1日	年齢	30歳	勤務先会社名・屋号 (派遣元)	SBI商事株式会社
氏名	保証人 誠	生年月日 (西暦)	2013年3月1日	年齢	1歳	勤務先会社名・屋号 (派遣元)	SBI商事株式会社
本人以外	1. 氏名 2. 生年月日 (西暦) 3. 年齢 4. 勤務先会社名・屋号 (派遣元) 5. 収入 6. 収入年数 7. 収入元						
入居者	1. 氏名 2. 生年月日 (西暦) 3. 年齢 4. 勤務先会社名・屋号 (派遣元) 5. 収入 6. 収入年数 7. 収入元						

申込日のご記入とご署名を忘れずにお願いたします

申込者 署名 欄 (必須) 申込日 2014年4月1日 申込者名 保証 太郎

私(申込者)は、「家賃等保証サービス約款」を受領し、内容を承諾の上、家賃等保証サービスを申込みいたします。本申込にかかる審査結果、また、上記内容は事実と相違なく、万一虚偽の申告が判明した場合は、保証の取り消しをされても異議申し立ていたしません。

物件名称	建物名 エスピーアイマンションIII 号室 201						
物件所在地	〒102-0093 東京都千代田区平河町0-0-0						
貸借条件	敷金 300,000 円 間取り ZLDK						
借入内容	借入金額 55 万円 借入期間 2014年5月1日 ~ 2016年4月30日						
借入内容	借入利率 SBI定率40 借入元金 8,000 円						
借入内容	借入利率 64.086 円						

項目	金額
家賃	150,000円
管理費	10,000円
共益費	
その他 (駐輪場使用料)	216円
その他 ()	
その他 ()	
計	160,216円

加盟店	株式会社
コード	102-0093
業種	不動産
担当	〇〇

オレンジ部分は 仲介会社様にご記入ください

株式会社 千代田区平河町0-0-0 TEL: 03-0000-0000 FAX: 03-0000-0000

申込者 署名 欄 (必須) 申込日 2014年4月1日 申込者名 保証 太郎

第一章 家賃等保証サービス

第1条 家賃等保証サービス

この家賃等保証サービス約款（以下「本約款」という。）は、賃貸人（以下「甲」）及び賃借人（以下「乙」という。）間において締結される「建物賃貸借契約」ならびにこれに関連する「駐車場利用契約」「トランクルーム利用契約」等（以下これらを総称して「原契約」という。）に係る乙の支払債務等について、SBIギャンティ株式会社（以下「丙」という。）が保証及び立替払等を行う「家賃等保証サービス契約」（以下「本契約」という。）について定めるものである。

第二章 保証

第2条 保証委託

乙は、原契約に基づいて負担する債務につき、次条以下に定める範囲・期間・内容を確認のうえ、丙に対し、甲に対する連帯保証（以下「保証契約」という。）を委託し、丙はこれを受託するものとする。

第3条 保証料

- 乙は、本契約締結に際し、家賃等保証サービス契約書に定める初年度年間保証料を支払う。
- 乙は、第5条に定める保証期間中、丙の指定する賃料等支払期日（賃料等支払期日が金融機関休業日の場合は翌営業日とし、以下同様とする。）に、別紙「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」において乙があらかじめ指定する預貯金口座からの口座振替・自動払込（以下「口座振替」という。）によって、丙に対し、家賃等保証サービス契約書に定める月額サービス利用料を支払うものとする。なお、初回の月額サービス利用料の支払方法については、丙の指定する方法により支払うものとする。
- 乙は、第5条に定める保証期間中、本契約締結の次年度より、家賃等保証サービス契約書に定める年間保証料を丙に定める方法により支払う。
- 本契約が期間途中において終了した場合であっても、丙は、既に受領した年間保証料及び月額サービス利用料を乙に返還しないものとする。

第4条 保証の範囲及び限度額

- 丙は甲に対し、次の各号のいずれかに該当し第5条に定める保証期間中に発生したものについて、乙と連帯して債務履行するものとする。
 - 家賃等保証サービス契約書に記載された家賃、管理費、共益費、駐車場料金、トランクルーム使用料等（以下「賃料等」という。ただし、原契約の更新料およびそれに伴う車務手数料等は含まない。）
 - 乙の賃料等不払いを理由とする原契約の解除後における、乙の明渡債務不履行により生じた賃料等相当損害金（ただし、甲又は丙から乙に対して解除通知等を行った場合において、その後、任意解約手続によって原契約が終了したときは除く。）
 - 乙の賃料等不払いを理由とする原契約の解除後における、動産（ただし、家賃等保証サービス契約書記載の物件（以下「本物件」という。）の室内に存在する動産に限る。）の搬出・運搬・保管・処分費用（ただし、甲又は丙から乙に対して解除通知等を行った場合において、その後、任意解約手続によって原契約が終了したときは除く。）
 - 乙の賃料等不払いを理由とする乙の債務不履行により甲が提訴した明渡訴訟に係る弁護士費用
 - 本契約が、初年度年間保証料を月額賃料等に対する割合によって定めた契約プラン（以下「定率制プラン」という。）に基づき場合に限り、原契約の解除又は解約後における本物件の原状回復に要した費用（ただし、乙が本来負担すべき範囲の原状回復に要した費用に限るものとし、以下「原状回復費用」という。）のうち、乙が甲に差し入れた敷金及び保証金によって精算した後の残額について、甲乙間の原契約において定められた1ヶ月分の家賃を上限とした金額
- 丙は次の各号のいずれかに該当する債務については、特約なき限りその債務を負わない。
 - 乙が退去予告をした後、甲が乙の残存賃料等の全部又は一部の支払いを免除した場合における、当該残存賃料等
 - 乙の責めに帰すべき事由により生じた滅失又は毀損に係る損害金（ただし、本契約が定率制プランに基づく場合には、この限りでない。）
 - 戦争、地震、天変地異、火災（乙の責めに帰すべき事由によって生じたか否かを問わない）により生じた損害
 - 乙の自殺、凶事件等により生じた損害（本契約が定率制プランに基づく場合においても、保証の範囲外とする。）
 - 家賃等保証サービス契約書に定める初回賃料等支払期日より前に発生する賃料等

- 甲の乙に対する賃料等請求債権が差押又は仮差押等の対象となった場合、その後が発生した賃料等
- 前項に含まれないもの

第5条 保証期間

- 本契約は、家賃等保証サービス契約書に定める初回賃料等支払期日から、原契約が終了するまで（ただし、原契約が定期借家契約の場合には、原契約において当初定められた契約期間の満了をもって原契約が終了したものとみなす。）有効とする。ただし、甲乙丙の書面による合意がある場合はこの限りではない。
- 以下に定める事由のいずれかが発生した場合、その時点をもって、本契約ならびに本契約に定める丙の甲に対する保証は終了するものとする。ただし、甲が当該事由について丙の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
 - 本物件の用途に変更があった場合
 - 原契約に定める賃借権の譲渡、転賃、その他の移転等がなされた場合
 - 本物件の占有者に追加、変更があった場合
 - 原契約の内容に重大な変更があった場合
 - 甲又は乙が家賃等保証サービス契約書に虚偽の事実を記載していることが判明した場合
 - 甲の乙に対する賃料等請求債権が差押又は仮差押等の対象となった場合
 - 乙の自殺が判明した場合
 - 乙が警察その他の行政機関又は司法機関により身柄を拘束された場合
 - 甲の所在が不明となった場合

第6条 保証債務の履行

乙が丙に対して賃料等の支払いを行わなかった場合、丙が甲に対して既に行った立替払を保証債務履行とし、丙は乙に対して求償権を有するものとする。

第7条 求償債務の範囲及び履行

丙が保証債務を履行した場合、乙は、その保証履行額全額及びこれに付する下記費用を、丙に対し速やかに支払わなければならない。

- 家賃等保証サービス契約書に定める賃料等支払期日の翌日から弁済の日まで年14.6%の割合で日割り計算し算出された遅延損害金
- 求償権実行に関する訴訟費用及び弁済士等の費用その他求償権の実行又は保全のために要した費用
- 丙が乙に代わり行う残置物の搬出・運搬・保管・処分に必要な費用

第8条 事前求償

- 乙について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、丙は保証債務の履行前であっても、乙に対し事前請求権を行使することができるものとする。
 - 仮処分、仮差押、強制執行又は担保権の実行としての競売の申立を受けたとき
 - 破産手続開始、清算開始、特別清算開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立があったとき
 - 公租公課につき差押又は保全を受けたとき
 - 不渡り手形、不渡り小切手が発生したとき、若しくは手形交換所の取引停止処分があったとき
 - 乙の所在が不明になったとき
 - 前各号の他、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
- 丙が前項により乙に対して求償権を行使する場合、乙は、民法第461条に基づき抗弁権を主張できないことをあらかじめ承諾する。

第9条 甲が丙に委託する事項

甲は、自ら行うべき次の事項について、あらかじめ丙に対して、その権限を委託するものとする。

- 本物件への予告書の差置き、投函その他の方法により、原契約を解除することを予告すること
- 原契約を解除すること
- 本物件に存在する動産を搬出・運搬・保管・処分すること

第10条 特約事項

- 乙が、賃料等・年間保証料・月額サービス利用料等を丙に支払わなかった場合、丙は乙に対し、電話、電報、電子メール、訪問、文書の差置き、封書による通知等相当の手段により催告をすることができる。

2. 乙が賃料等・年間保証料・月額サービス利用料等を丙に支払わなかったこと等を契機として乙の生命の維持又は安否について確認する緊急の必要性があると丙が判断した場合に限り、丙及び乙の丙に対する求償債務を連帯して保証する者（以下「連帯保証人」という。）は、本物件の合鍵を甲から借り受け本物件に立ち入ることができる。ただし、その立入の範囲及び態様は、上記立入目的を達成するために必要かつ相当な範囲及び態様に限るものとする。

3. 乙は、次の各号に定める事由の全てが発生した場合、防犯及び本物件の保全ならびに求償債務の拡大防止のため、原契約を解除する権限を、丙及び連帯保証人に対し授与するものとする。

- ① 乙が、賃料等を丙に支払わなかったとき
- ② 丙が、乙に対して、本物件への予告量の差置き、投函その他の方法により原契約を解除することを予告してから7日以上経過したとき
4. 乙による本物件の退去明渡後、本物件内に乙又は乙の同居人の乗財、物品その他財産が残置されている場合、乙は、本物件内に残置された動産の所有権を放棄するものとする。乙は、丙に対し、乙に代わって、当該動産の搬出を行う権限を授与するものとする。乙は、丙及び連帯保証人が当該動産を搬出・運搬・保管・処分することに何ら異議を申立てないものとする。
5. 乙は、本条に基づき丙及び連帯保証人に対する権限授与を、丙の事前の書面による承諾がない限り撤回できないものとする。
6. 乙は、本条に基づく丙の行為に関する一切の費用を、丙に対し速やかに支払うものとする。

第 11 条 譲渡担保

1. 乙は、本契約に基づく丙に対する一切の債務を担保するため、原契約に基づく甲に対する敷金・保証金返還請求権を丙に譲渡担保として差し入れ、甲はこれを異議なく承諾する。
2. 乙は、原契約に基づく敷金・保証金返還請求権を、丙以外の第三者に対し譲渡、担保差入、その他の処分をしてはならない。また、甲は、原契約に基づく敷金・保証金返還請求権の丙以外の第三者に対する譲渡・担保差入その他の処分を承諾してはならない。
3. 本契約に基づき乙が丙に対して支払債務を負う場合、丙は、譲渡担保権を行使し、甲から敷金及び保証金を受領してこれを当該支払債務の弁済に充当することができるものとする。
4. 乙が甲に対して差し入れた敷金及び保証金の取り扱いについては、次のとおりとする。

- ① 乙の本物件の退去・明渡時において丙の乙に対する求償債権がない場合、甲は、敷金及び保証金から原状回復費用を控除した金員を乙に返還する。
- ② 乙の本物件の退去・明渡時において丙の乙に対する求償債権が残存している場合、甲は、敷金及び保証金から原状回復費用を控除した金員を丙に引き渡す。ただし、当該原状回復費用については丙の査定を事前に受けるものとする。

第 12 条 甲の協力義務

1. 乙が、賃料等を丙に支払わなかった場合、甲は、丙の請求に従い、速やかに原契約の解約に必要な法的手続きを行わなければならない。
2. 原契約が終了したにもかかわらず乙が本物件の退去明渡を完了しない場合、甲は、丙の請求に従い、速やかに乙その他の本物件の占有者に対して本物件の退去明渡を求める法的手続き（建物明渡請求訴訟及び建物明渡強制執行を含む。）を行わなければならない。
3. 前各項に定める手続きに關連して、丙が甲に対して丙の必要とする手続（訴状等の書面提出を含む）がそれに限られない。）を求めた場合、甲は丙に対し速やかに協力するものとする。
4. 甲が前各項に定める行為を行わなかった場合、又は第 5 条第 2 項に定める事由につき甲の責めがある場合、丙は本契約に定める保証契約を解除し、甲に損害賠償請求をすることができる。

第 13 条 残置物に関する拒弁権

乙は、第 10 条第 4 項に基づき搬出された残置物に關し、丙の故意又は重大失に非ならない紛失及び毀損等について、丙に対し損害賠償請求はできないものとし、また、同条項に基づく残置物の撤去及び処分を理由に丙に支払うべき求償債務の弁済を拒むことはできないものとする。

第三章 立替払

第 14 条 立替払の委託

1. 乙は、第 4 条第 1 項第 1 号に定める賃料等の立替払を丙に対し委託し、丙はこれを受託するものとする（以下「立替払契約」という。）。

2. 原契約に定める賃料等の支払期日は、丙の指定する賃料等支払期日に勘み替えるものとし、次の各号の定めに従い取扱うものとする。

- ① 丙は甲に対し、毎月末日までの間で丙の指定する賃料等支払期日に翌月分賃料等を立替払するものとする。
- ② 乙は丙に対し、丙の指定する賃料等支払期日に口座振替によって、立替払契約に基づく求償債務の支払いを行うものとし、乙の甲に対する賃料等の支払債務は、丙が甲に立替払をしたときではなく、乙が丙に対し前記求償債務の支払いをしたときをもって、履行されたものとみなす。なお、初回の賃料等の支払方法については、丙の指定する方法により支払うものとする。
3. 「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の不備又は残高不足等により口座振替が不能となった場合、乙は、丙の指定する方法に従い、口座振替予定金額に加えて事務手数料金 525 円（消費税含）を支払うものとする。
4. 乙は、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に記入した預貯金口座を変更しようとするときは、丙の定める手続きに従うものとする。
5. 甲が賃料等の基金業務を不動産管理会社その他の代理人に委託している場合、丙は、賃料等の立替払及び本契約に基づく保証債務の履行を、当該代理人に対して行うことができるものとする。
6. 立替払契約に基づく丙の立替払義務は、家賃等保証サービス契約書に定める初回賃料等支払期日から生ずるものとする。初回賃料等支払期日に発生する賃料等については、乙は原契約に基づき甲又は甲の代理人に対し直接支払うものとする。
7. 乙が「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に記入した預貯金口座の残高が口座振替予定金額に満たず、口座振替ができなかった場合、乙による債務不履行となり口座振替による一部支払いは認められないものとする。

第四章 その他

第 15 条 再委託

丙は、本契約に定める事務の一部を丙が指定する第三者に再委託することができるものとする。

第 16 条 通知義務

1. 甲は、家賃等保証サービス契約書に賃貸人として記載された者（本物件の所有者及び不動産管理会社を含む。）が変更となる場合、その変更の 2 週間前までに、丙に対しこれを通知するものとし、甲及び乙は別途丙の定める手続きに協力するものとする。
2. 甲及び乙は、原契約の内容を変更する場合、これを丙に通知し、丙の書面による承諾を得るものとする。丙による承諾無くして原契約が変更された場合、原契約の内容の変更は丙に対して効力を生じないものとする。

第 17 条 連帯保証人の責務

1. 連帯保証人は、丙に対し、乙と連帯して、乙が本契約に基づいて丙に対して負担する一切の債務の履行を保証する。
2. 連帯保証人は、本契約に基づく丙の権限行使に關し、一切異議を申立てないものとする。

第 18 条 個人情報保護

甲及び丙は、本契約上知り得た、乙又は連帯保証人の個人情報の取り扱いについては、個人情報保護に関する法律、及び個人情報取扱扱いに関する約款を遵守するものとする。

第 19 条 本約款の変更

丙は本約款の条項を変更することができるものとし、その変更内容を丙のホームページにおいて公表するものとする。

第 20 条 協議

本契約の解釈につき疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項については、甲乙丙は、誠意をもって協議のうえこれを定めるものとする。

第 21 条 合意管轄

本契約に關連する事項に關して紛議が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専屬的合意裁判所とする。

以上

制定：平成 18 年 9 月 1 日

改正：平成 22 年 3 月 1 日

個人情報取扱いに関する約款



借入者(申込者)を含みます。及び借入者のSBIギランティ株式会社(以下「丙」といいます。)に対する求償債務を連帯して保証する者(連帯保証予定者)を含みます。以下「契約者等」といいます。))は、「個人情報取扱いに関する約款」(以下「本約款」といいます。)の内容に同意の上、家賃等保証サービス契約(以下「原契約」といいます。)を申込みものとします。

第1条 (個人情報の取得・保有・利用・預託)

契約者等は、原契約を申込みるとき、貸入人(以下「甲」といいます。)及び丙が以下の情報(以下これを総称して「個人情報」といいます。))についてしかるべき保護措置を講じた上で、取得・保有・利用・預託することに同意します。

- ① 甲及び丙の所定の申込書に記入及び申告した契約者等の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、国籍、勤務先名称、勤務先所在地、勤務先電話番号、勤続年数、役職、収入(源泉徴収票の徴収も含みます。)、資産、負債、世帯年収、家族構成、緊急連絡先、住居状況、電子メールアドレス、他の債務の返済状況等に関する「属性情報」(原契約締結後に甲及び丙が契約者等から通知を受ける等により知り得た変更情報を含みます。)
- ② 原契約に関する支払いのための「口座情報」及び月々の支払状況、履歴等に関する「取引情報」
- ③ 原契約に関する申込日、保証契約日、賃貸借申込物件詳細等の「契約情報」
- ④ 原契約の締結内容及び後日の交渉内容等、「事後の証拠のために必要な情報」

第2条 (個人情報の利用目的)

1. 甲は、以下の目的のために前条記載の個人情報を利用します。
 - ① 原契約を締結するにあたり行う家賃支払能力の調査及び結果の通知をするため
 - ② 賃料等・年間保証料等に関する口座振替業務を行うため
 - ③ 賃料等・年間保証料等に関する口座振替の予告及びその結果の通知をするため
 - ④ 原契約の管理等を行うため
 - ⑤ 新商品及び新サービス情報のお知らせを行うため
 - ⑥ マーケティング及び統計分析を行うため
 - ⑦ 甲が、甲の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて、当該企業のサービス案内の送付を行うため
2. 丙は、以下の目的のために前条記載の個人情報を利用します。
 - ① 原契約を締結するにあたり行う家賃支払能力の調査及び結果の通知をするため
 - ② 賃料等・年間保証料等に関する口座振替業務を行うため
 - ③ 賃料等・年間保証料等に関する口座振替の予告及びその結果の通知をするため
 - ④ 賃料等・年間保証料等に関する回収状況をウェブ上で管理するため
 - ⑤ 原契約の管理等を行うため
 - ⑥ 新商品及び新サービス情報のお知らせを行うため
 - ⑦ マーケティング及び統計分析を行うため
 - ⑧ 丙が、丙の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて、当該企業のサービス案内の送付を行うため

第3条 (センシティブ情報)

契約者等は、原契約を締結する当事者が契約者等本人であることを確認するため、運転免許証・パスポート・住民票等の個人を証明する書類を提出することに同意します。(原契約締結後の住所確認のためのものも含みます。)

第4条 (第三者への提供)

1. 丙は、収集した個人情報以下の場合を除くほか、予め本人の同意を得ないで、第三者に提供することはありません。
 - ① 法令に基づく場合
 - ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - ③ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
2. 契約者等は、以下の定めに基づき、丙が個人情報を第三者へ提供することに同意します。
 - 甲への提供
(当該情報の提供を受ける者又は提供を受ける組織の種類、及び属性)
※「家賃等保証サービス契約書」をご参照願います。

(提供する目的)

- ① 家賃支払能力の調査結果及び保証対象の可否を通知するため
- ② 賃料等・年間保証料等に関する回収状況をウェブ上に掲載するため

(提供する個人情報の項目)

- ① 家賃支払能力の有無及び保証対象の可否
- ② 賃料等・年間保証料等の支払状況(延滞の有無を含む。)
- ③ 賃料等・年間保証料等の延滞状況(期間及び金額を含む)

(提供の手段及び方法)

書面、ウェブ、電子メールその他電子媒体等

第5条 (委託)

甲及び丙は、第2条に定める利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合があります。その場合、甲及び丙は、個人情報安全に管理されるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

第6条 (個人情報の保護対策)

1. 甲及び丙は、個人情報の保護のため、従業員に対し定期的に教育を行い、個人情報の取扱いを厳重に管理します。
2. 甲及び丙は保有するデータベースシステムについても、アクセス制限、管理を行うなど必要なセキュリティ対策を講じます。
3. 契約者等の同意に基づき、個人情報第三者に提供する場合には、個人情報の漏洩等がないよう、必要かつ適切な監督を行います。

第7条 (個人情報の開示・訂正・削除)

1. 契約者等は、甲、丙並びに第4条に定める第三者に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に關する個人情報を開示するよう請求することができます。
 - ① 甲及び丙に開示を求めるときは、第9条記載の窓口にご連絡下さい。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。
 - ② 第三者に開示を求めるときは、第4条記載の連絡先(※)へお問い合わせ願います。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、甲、丙及び第三者は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第8条 (本約款に不同意の場合)

甲及び丙は、契約者等が原契約の必要な記載事項の記載を希望しない及び本約款の内容の全部又は一部を承認できない場合、原契約の締結をお断りすることがあります。

第9条 (個人情報の取扱いに関するお問い合わせ窓口)

契約者等の個人情報の開示・訂正・削除に関するお問い合わせ、利用・提供中止、その他のご意見の申し出に關しましては、下記連絡先までお問い合わせ願います。

- (甲) ※「家賃等保証サービス契約書」をご参照願います。
- (丙) SBIギランティ株式会社
〒106-6018 東京都港区六本木一丁目6番1号
TEL 03-5226-0567

第10条 (原契約が不成立の場合)

原契約が不成立の場合であっても、申込みをした事実は、第1条に基づき、当該契約に不成立の理由の如何に関わらず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第11条 (条項の変更)

本約款は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。